

第9回 中国地方整備局幹部との意見交換会(議事要旨)

要望内容	回答	回答部局	備考
①鉄骨用鋼材の価格上昇に伴う元下間の契約適正化について	<p>□国土交通省の工事積算は、毎月の資材価格調査に基づいた市場価格を参考にして積算を行う事としており、工事発注時には発注月、新規追加工種については指示月で積算を行っている。工期については、適正な工期を設定するよう努めている。(単品スライドについては資料の通り。)</p>	企画部	
	<p>□単品スライド条項の運用に際し、建設関係団体に対して、「下請契約の代金額の変更及び契約代金額の変更に伴う下請代金の支払を適切に行うこと並びに建材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対してもこれに準じた配慮を行うこと」も要請したところ。スライド条項を適用した下請代金額の変更については、建設業法第19条第1項に基づき、建設工事標準下請契約約款第22条にて「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」協議が明記されている。「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に該当する場合には、契約当事者間において契約約款に基づき協議することになる。工期についても同様である。協議を求めたにもかかわらず、協議に一切応じないなど不当な対応があった場合には、具体案件毎に「駆け込みホットライン」等を通じてご相談いただきたい。</p>	建政部	
②基幹技能者認定資格制度の活用について、基幹技能者認定資格制度の元請に対する周知のお願い	<p>□公共工事設計労務単価とは、公共工事の積算に用いる設計労務単価のことで現在、51職種に分類している。各職種については、作業する場所や内容、作業上必要な資格を保有しているなどにより決定している。また、作業内容については土木工事標準積算基準などの標準歩掛との関係により決定されている。また、現在、本省において有識者、行政機関、業界団体及び労働者団体を含めた「公共工事設計労務単価あり方検討会」を開催しており、年度末までに方針等を決定するとの情報を聞いている。</p>	企画部	
	<p>□基幹技能者認定資格制度の周知については、平成18年7月に設立された基幹技能者制度推進協議会(総合工事業団体、国交省オプ参加)において、連携を図りながら基幹技能者制度の普及に努めてまいりたい。また、基幹技能者制度の普及・活用の一環として、平成15年10月より、主任技術者が基幹技能者である場合、施工上有意義な情報として、国交省としても施工体制台帳に基幹技能者資格名を参考情報として記載することは差し支えないこととなっている。</p>	建政部	
③建設技能労働者の雇用改善について	<p>□中国整備局では平成19年度から下請企業(専門工事業者)を対象に表彰制度を設け、品質向上に貢献した企業を表彰しており、昨年度は3件の表彰を行っている。下請業者への不適切なしわ寄せを抑制すること及び工事目的物の品質に対し実質的に大きな影響を与える専門工事業者の施工能力等を的確に評価することによる品質向上の確保を目的とし、専門工事審査型総合評価方式による入札を平成19年度は1件試行した。</p>	企画部	
	<p>□建設労働者の雇用状態の改善、能力の開発・向上及び福祉の増進等については、「第7次建設雇用改善計画」(平成17年10月策定、22年まで)を厚生労働省と連携しながら、推進しているところである。国土交通省においては、建設業の再生に向けた施策を展開し、優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善等に取り組んでおり、「建設産業政策2007」においても、「ものづくり産業を支える「人づくり」の推進」を大きな改革の方向の一つとして位置づけているところであり、今後も技能労働者の人材の確保・育成、技術・技能の向上・承継、将来の人材の育成強化などの施策に取り組んでまいりたいと考えている。また、優秀な建設労働者を確保するためには、直用化の推進等による雇用の安定が必要であると認識しており、「建設産業における生産システム合理化指針」においても、建設業団体に対し、努めていただくよう指導しているところである。</p>	建政部	

要望内容	回答	回答部局	備考
④建築確認申請業務の円滑化について	<p>□改正建築基準法の施行にあたり、周知等に不十分な点があったことから、様々な追加対策を講じてきたところである。まず、周知の点については、実務者向けのリーフレット「新しい建築確認手続きの要点」を配布したのをはじめとして、関係団体への説明会を都道府県毎で開催したところである。確認申請の簡便化の点については、軽微な変更としての取り扱いを明確にするための省令改正を昨年11月に実施し、更に5月には建築設備や非構造部材等についても解釈の明確化を図るため省令改正をした。3月には大臣認定プログラムの販売が開始された。</p> <p>また、資金繰りが悪化している中小企業への資金繰り対策として、セーフティネット貸付やセーフティネット保証を実施しており、6月終了であったところを9月まで延長したところである。同制度の幅広い周知については、都道府県、指定確認検査機関及び指定構造計算適合判定機関に要請している。このようなことから、住宅着工件数及び建築確認件数は全国ベースでも中国地方ベースでも、対前年同月比でみた減少幅は小さくなる傾向にある。また、この度の建築基準法の改正で導入された構造計算適合性判定についても、合格件数は増加傾向にある。このため、一部にはなお審査に長期間を要しているものもみられるため、影響が完全に解消されたとは言い切れないところであるが、新しい建築確認手続きについては定着してきているものと考えている。</p> <p>いずれにしても、国土交通省としては、引き続き、さらに建築確認手続きが円滑に行われるよう、きめ細かな情報提供や技術支援等の取組を継続していく。</p>	建政部	
⑤安全施設の適用基準、活用事例の調整及び関連通達の収集について	<p>□設計基準等については、中国整備局HP上で公開しているので、そちらをご参照いただきたいと思う。なお、事務所及び出張所で詳細の基準を作っている場合もあるがそれについては、担当へお尋ねいただきたい。</p>	企画部	
⑤コンプライアンスの徹底について	<p>□国土交通省の請負工事を行う場合、共通仕様書により諸法令を遵守するよう定められている。施工前には、監督職員が施工計画書により確認し、施工中においても確認することとなっている。また、完成検査時には検査職員が確認し工事評点に反映するようにしている。特殊車両の通行許可についても許可書を確認するようになってきている。また、警察も検問を実施するなど取り締まり強化をしている。</p>	企画部	※特殊車両の新規開発車の規制については後日回答
■追加意見	回答	回答部局	
○河川の護岸工事などは自然環境に配慮した工法で行なって欲しい。ヨーロッパ、特に独、仏などでは護岸を撤去し自然に戻るのが公共工事となっている。日本はそれから比べると20～40年遅れている。提案方式のように予算を考えずに取り上げるようなことをして欲しい。	<p>□安全・環境を考えながら良い方法を選択している。そう言った意見があることを念頭に置いていく。</p>	---	